

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和8年度概算要求）

【事業】

- 1 (事業番号 15)
 <過労死等防止対策推進経費> ······ P. 1
- 2 (事業番号 21)
 <産業保健活動総合支援事業> ······ P. 3
- 3 (事業番号 23)
 <メンタルヘルス対策等事業> ······ P. 5
- 4 (事業番号 24)
 <治療と職業生活の両立支援事業> ······ P. 7
- 5 (事業番号 25)
 <職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費> ······ P. 9
- 6 (事業番号 26)
 <建設業等における労働災害防止対策費> ······ P. 11
- 7 (事業番号 27)
 <第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）> ······ P. 13
- 8 (事業番号 29)
 <機械等に起因する災害防止対策費> ······ P. 17
- 9 (事業番号 37)
 <過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し> ······ P. 19
- 10 (事業番号 41)
 <独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費> ······ P. 21

		N.O. 1	
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号	
事業名	過労死等防止対策推進経費	15	15
担当係	総務課過労死等防止対策推進室	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体		
令和7年度の 事業概要	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ</p> <p>①過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発</p> <p>②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」</p> <p>③過労死等の労働問題等について理解が深まるよう啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家の講師派遣</p> <p>④過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等</p> <p>を実施する。</p>		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	過労死等防止の重要性について、より効果的な周知啓発を行うため、過労死遺族等の講師派遣に係る教材用動画の作成・拡充、過労死遺児に対する相談支援の拡充を図るため、相談対応人員の育成を目的としたマニュアル及び研修用動画の作成などを予定している。		
事業の必要性	<p>令和6年度に見直しが行われた、過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和6年8月2日閣議決定）において、国が取り組む重点対策として、「（2）大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施」において、新たに「受講する学校数や生徒数が増加するよう努める」ことが定められたところであり、講師派遣の調整困難地域等における啓発授業受講促進のため、教材用動画を作成・拡充する必要がある。</p> <p>また、同見直しにおいて、国が取り組む重点対策として、「（5）過労死の遺児のための相談対応」において、新たに「遺児が随時相談できる環境を整える」ことが定められたため、遺児が日頃通っている学校等でも相談できる環境を整える必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策（啓発）等を実施することにより労働者の健康の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 さらに、同大綱において「過労死で親を亡くした遺族（児）の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、イベントを通じて過労死として認定された労働者の遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 		
事業全体の 経費削減内容	事業全体では増額しているが、過労死等防止対策推進シンポジウムの所要額の精査を行い、減額等を実施した。		
期待される 施策効果	これまで講師の派遣が困難であった地域等の学生に対しても啓発活動を行うことで、より多くの学生・生徒が過労死等の労働問題と労働条件などの改善の重要性について理解を深め将来の過労死等の発生を防止することができる。また、過労死遺児が日常的に相談できる環境を整えることができる。		
その他特記事項	—		

令和8年度概算要求額 3.1 億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	会計
○			○

1 事業の目的

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）及び同法に基づく、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定、以下「大綱」という。）で、過労死等の防止のため、国が行うべき事項を規定。

同法及び大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることの社会の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1)一般会計 ①過労死等防止対策推進協議会の設置 ②年次報告書(過労死白書)等作成経費

(2)労災勘定

令和6年度に見直した大綱に基づき、法規制等によって変化する労働環境等の新たな課題を的確に捉えた実効ある過労死等防止対策を推進する。

◆周知・啓発事業(委託事業:民間団体等)

➤ 多様な媒体を活用した周知・啓発の実施

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告、動画サイト広告等多様な媒体を活用し、広く周知・啓発を実施

➤ シンポジウムの開催

過労死等防止啓発月間(11月)を中心にシンポジウムを開催(中央1箇所、全国47箇所、インターネット会場)

➤ 過労死遺族等講師派遣

過労死等の労働問題等を啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家を講師として派遣

過労死等の労働問題をわかりやすく解説した映像資料(DVD)を作成。講師派遣の調整困難地域等の希望校に貸与



◆過労死遺児交流会等開催経費(委託事業:民間団体等)

➤ 交流会の実施(年1回開催)

・イベントを通じて、過労死で親を亡くした遺児等の心身のリフレッシュを図る
・保護者に向けた相談会を実施

➤ 相談室の設置

過労死により親を亡くした遺児やその親の育児の悩みをサポートするための相談室を開設(オンライン)

➤ 支援者用マニュアル等作成【新規】

過労死で親を亡くした遺児等へ支援を行うスクールカウンセラー等に向けたマニュアル及び研修用動画を作成

◆過労死等に関する調査研究経費

(交付金: (独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

大綱に定めた重点業種等について、企業及び労働者等への労働・社会面に係るアンケート調査の実施

		N.O. 2	
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号	
事業名	産業保健活動総合支援事業	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		4,858,502(千円)	5,217,738(千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課産業保健支援室産業保健係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	(独)労働者健康安全機構等		
令和7年度の 事業概要	<p>事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と就業の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に専門スタッフを配置し、事業者、産業保健スタッフ等に対する専門的研修、相談対応、訪問支援等の実施、②地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の支援を行う。</p>		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	<p>改正労働安全衛生法により労働者数50人未満の事業場においてストレスチェックの実施が義務化されるほか、改正労働施策総合推進法により事業主は、治療と就業の両立支援のため必要な措置を講じることが努力義務化されたことを受け、地域産業保健センターにおける高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制整備や全国の産業保健総合支援センターにおける中小企業等へのメンタルヘルス対策及び治療と就業の両立支援対策に係る支援体制の充実に取り組む。</p>		
事業の必要性	<p>労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする改正労働安全衛生法（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）が令和7年5月14日に公布され、医師による高ストレス者の面接指導を今後、地域産業保健センターにおいて対応するため、順次体制拡充を図っていく必要がある。</p> <p>また、改正労働施策総合推進法により、事業主に対し、治療と就業の両立を支援のため必要な措置を講じることが努力義務とされた（令和8年4月施行）ことを踏まえ、事業主の取組促進に向けた支援の充実を図る必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動の支援を強化することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>これまでの事業実績を踏まえ、小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業に係る要求額を削減している。</p>		
期待される 施策効果	<p>本事業を通じて、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援を含む事業場における産業保健活動が促進され、労働者の健康確保に寄与することが期待される。</p>		
その他特記事項	—		

令和8年度概算要求額 52億円（49億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に専門スタッフを配置し、事業者、産業保健スタッフ等に対する専門的研修、相談対応、訪問支援等の実施、②地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の支援を行う。

2 事業の概要

労働者
健康安全
機構



産業保健
総合支援
センター



地域
産業保健
センター



全国350か所

- 「団体経由産業保健活動推進助成金」（継続）
- 両立支援コーディネーターの養成の拡充
- 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）の実施、ストレスチェックに関する50人未満の事業場向け研修の新規実施
- 治療と仕事の両立支援に係る研修、相談対応、訪問支援等の実施（専門スタッフによる相談対応、訪問支援等の実施体制の拡充）
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取、高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導、保健指導等、個別訪問による産業保健指導の実施
- 50人未満の事業場の高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制充実
- 「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」（継続）

- （全体共通）
- 情報提供・広報、連絡会議等
101（103）百万円
 - 団体経由産業保健活動推進助成金
33（33）百万円
 - 【拡充】産業保健関係者の育成
382（319）百万円
- （産保センター、地産保共通）
- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援
4,594（4,183）百万円
 - 小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業
101（211）百万円
- 実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

		N.O. 3	
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号	
事業名	メンタルヘルス対策等事業	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		299,513(千円)	362,262(千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室メンタルヘルス対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間業者		
令和7年度の 事業概要	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者向けにメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、労働者向けにセルフケアに役立つコンテンツ等を提供しているほか、電話・メール・SNSによる相談窓口を設置し、労働者やその家族等からのメンタルヘルス不調等の相談に対応している。またシンポジウムを開催し、事業者等を対象に好事例等の情報提供や意識啓発を行っている。		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする改正労働安全衛生法（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）が、令和7年5月14日に公布されたことを踏まえ、50人未満の事業場のストレスチェック実施に関するコンテンツの充実や高ストレス者等のメンタルヘルス不調に関する相談窓口の体制拡充等に取り組む。		
事業の必要性	労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの実施義務化を踏まえ、メンタルヘルス対策に関する情報提供や、直接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談の受け皿を整備していく必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	「こころの耳」の運営を通じて、メンタルヘルス対策に関する情報提供や労働者等からの相談対応を行うことにより、労働者の心の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	事業全体では増額しているが、シンポジウムの開催等の既存事業については前年度の実績を踏まえ、所要額の精査を行った。		
期待される 施策効果	メンタルヘルス対策に関する情報提供の充実や労働者等からの相談体制の拡充等を行うことにより、労働者の心の健康の確保が期待される。		
その他特記事項	—		

働く人のメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和8年度概算要求額 3.6億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 精神障害の労災支給決定件数が過去最多になるとともに、メンタルヘルス不調により連續1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり、1割を超えて推移している。また、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月策定）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）において、「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上」等とする目標が設定された。
- こうした状況を踏まえ、本事業においては、引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等の運営を通じて、メンタルヘルス対策に関する情報提供や労働者等からの相談対応を行う。特に、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの実施義務化も踏まえ、面接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談の受け皿を整備していく必要があるため、「こころの耳」の相談窓口の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

: 351 (285) 百万円

(1) 総合的な情報の提供

- ① 事業場向け ※メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供
 - ・事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例
 - ・職場環境改善ツール
- ② 労働者向け
 - ・ストレスセルフチェック
 - ・セルフケア(eラーニング)
- ③ メンタルヘルスシンポジウムの開催
⇒ 50人未満の事業場におけるストレスチェックに関する内容を中心に実施

<令和6年度実績>

情報提供	相談窓口
サイトアクセス数 : 679.2万件	電話 : 27,357件 メール : 4,134件 SNS : 7,737件

(2) 電話・メール・SNS相談窓口(拡充)

労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

⇒ **面接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談への対応の充実**

その他 : 11 (14) 百万円

多様な働き方をする者が自らの健康管理を行うためのツールの機能充実、運用・保守等

<実施主体>

民間団体等

		N.O. 4		
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号		
事業名	治療と職業生活の両立支援事業	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額	
		24	24	
103,659(千円)	153,264(千円)			
担当係	安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室			
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）			
実施主体	民間業者			
令和7年度の 事業概要	<p>改正労働施策総合推進法に基づき、新規策定する「労働者の治療と就業の両立を支援するために事業主が講ずべき措置に関する指針」の原案を作成し、疾患別留意事項等について検討を行うとともに、治療と仕事の両立支援に係るポータルサイトの運営、取組事例の収集・公表、シンポジウムの開催等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。</p>			
令和8年度から 新たに 実施したい内容	<p>改正労働施策総合推進法（令和8年4月1日施行）により、事業主は治療と就業の両立のため必要な措置を講じることが努力義務化されたことを受け、施行状況に関する詳細な実態調査（企業、医療機関、労働者（患者））を対象に、改正法・指針等の認知度や支援の効果、ニーズ等）を行う。</p>			
事業の必要性	改正法の施行状況をフォローアップし、必要な施策の検討に資するよう、実態調査を行う必要がある。			
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	業務により疾病が増悪しないよう、治療と就業の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等として位置づけられ、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。			
事業全体の 経費削減内容	事業全体では増額しているが、既存事業については前年度の実績を踏まえ、所要額の精査を行った。			
期待される 施策効果	改正労働施策総合推進法により、事業主に対して、治療と就業の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務を課し、同法に基づく指針を示すことで、事業主の意識を高め、取組が進むことが期待できる。			
その他特記事項	—			

令和8年度概算要求額 8.5億円（7.3億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- ・高齢者の就労の増加等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しており、治療と仕事の両立支援の必要性が高まっている。
- ・厚生労働省では「治療と仕事の両立支援ガイドライン」を公表し、企業における治療と仕事の両立支援の取組の周知啓発を図っている。都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に、治療と仕事の両立支援の専門スタッフを配置し、企業支援（専門的研修・相談対応・訪問支援等）を行っている。
- ・また、令和8年4月1日より治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることを事業主の努力義務とすること等が盛り込まれた「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案」が施行される。
- ・このように、今後、企業においては具体的な両立支援の取組を進めていく必要があり、そのための支援ニーズに対応するため、産保センターにおける伴走型の訪問支援を中心とした企業支援をさらに充実する。

2 事業の概要

① ガイドライン、マニュアルの作成・周知啓発（治療と仕事の両立支援のガイドライン等検討事業）【0.2億円（0.2億円）】

- ・専門家委員会を設置し、ガイドライン、マニュアル等の整備について検討
- ・令和8年度事業：改正法・指針・ガイドラインの周知啓発について検討

産業保健活動総合支援事業の一部

② 両立支援コーディネーターの養成 【0.7億円（0.4億円）】

- ・両立支援コーディネーターの養成の拡充

③ 産業保健総合支援センターによる企業支援 【6.3億円（5.8億円）】

- ・各都道府県の産保センターに、治療と仕事の両立支援の専門スタッフ（両立支援促進員）を配置し、産業保健関係者等を対象とした専門的研修、相談対応、事業場への訪問による両立支援に関する制度整備（休暇制度・勤務制度等）の支援、個別の両立支援事案の調整支援（両立支援プランの作成支援）等を実施

④ 地域両立支援推進チームの設置と運営 ※行政経費【0.04億円（0.05億円）】

- ・労働局を事務局として、地域における両立支援の関係者（都道府県、事業主団体、労働組合、医師会、医療機関、産保センター、支援機関等）のネットワークを構築し、連携した両立支援の取組推進

⑤ 広報活動（治療と仕事の両立支援ナビ事業）【1.3億円（0.8億円）】

- ・ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」による、事業場・医療機関における取組事例等の情報発信、シンポジウムの開催等
- ・令和8年度事業：企業、医療機関、労働者（患者）を対象に、改正法・指針・ガイドライン（両立支援カード）の認知度や支援の効果、ニーズ等の詳細な実態調査の実施、企業・医療機関の事例収集の充実 等

3 実施主体等

民間団体等（委託）、（独）労働者健康安全機構（補助金、補助率10/10）

		N.O. 5	
		令和6年度事業評価	令和7年度事業番号
		25	25
事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		240,103(千円)	281,448(千円)
担当係	雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室指導係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和7年度の 事業概要	(1) 職場におけるハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行い、職場におけるハラスメントによる労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (2) 事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	①総合的ハラスメント防止対策周知啓発事業において、改正法周知のために労働局で実施する説明会の補助業務を実施する。 ②ハラスメント事案解決のための支援及びマニュアル普及事業において、法改正を踏まえた企業支援の強化を国会等で求められていることから、事案解決の事例を参考に、事案解決マニュアルの作成・普及を行う等の支援の充実を図る。 ③職場のハラスメントの実態について把握するため、令和2年、令和5年に引き続き令和8年度も企業及び労働者に調査を行う。 ④令和7年6月に公布された改正法で新たに義務化される（公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日に施行予定）カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置に対応するため、事業主への指導等を行う雇用均等指導員を増員し、精神障害の悪化及び再発の防止等を行う。		
事業の必要性	①令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査によると、企業においてハラスメント予防・解決の取組を進める上で、「ハラスメントかどうかの判断が難しい」、「管理職の意識が低い/理解不足」、「社内に対応するための適切な人材がいない/不足している」といった課題があることがわかった。こういった課題に対する事業主への支援を行うことを通じて、企業がハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、労働者の安全及び衛生の確保を図る必要がある。 ②ハラスメントに係る労働者からの相談、事業主への指導等の件数は年々増加していること、令和8年度中にカスタマーハラスメント防止措置が事業主の義務になることを踏まえ、労働者のメンタルヘルス等の心のケアに関する相談対応や事業主への周知・指導を行う雇用均等指導員を配置・増員し、労働者の精神障害の悪化及び再発を防止し、労働者の安全及び衛生の確保を図る必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因した精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	ハラスメント防止対策事業については、改正法の施行年であり、労働局における改正法周知のための説明会の補助業務や実態調査に係る事業の拡充により事業全体で増額しているが、インターネット広告やポータルサイトのコンテンツ作成にかかる要求額を減としている。		
期待される 施策効果	心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対して適切な援助を行うことができるようになることにより、労働者の安全及び衛生の確保が期待できる。		
その他特記事項	—		

令和8年度概算要求額 9.2 億円 (7.9億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
約1/3	約2/3		

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

※経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても、ハラスメント対策の推進に取り組むとされている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- X（旧ツイッター）、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
・シンポジウムの開催等
・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信

企業等への支援

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修動画の配信
- 業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
- ハラスメント事案解決のための支援・マニュアル周知 ※一部拡充
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

相談対応

- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応
※一部拡充

調査

- ハラスメント実態調査 ※新規

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：203,474件

		N.O. 6		
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号		
事業名	建設業等における労働災害防止対策費	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額	
		26	26	
235,145(千円)	270,758(千円)			
担当係	安全衛生部安全課建設安全対策室			
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）			
実施主体	民間団体等			
令和7年度の 事業概要	<p>(1) 足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(2) 一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施</p> <p>(3) 労働災害の集計・分析、物流施設等における労働災害防止対策の実施状況のヒアリング調査</p>			
令和8年度から 新たに 実施したい内容	<p>改正労働安全衛生法により新たに義務付けられる個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る改正事項を周知するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特別加入団体等の個人事業者に係る関係団体等を構成員とする協議会を設置し、改正法に関する資料の作成・周知</p> <p>(2) 教材等を作成するための検討会を設置し、注文者向け・個人事業者等向けの業種別教材等の作成、説明会・研修等の実施、個人事業者が入場する現場の巡回指導及びこれらの広報</p>			
事業の必要性	改正労働安全衛生法のうち個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る改正事項は、①注文者等の配慮、②混在作業場所における元方事業者等による措置義務対象の拡大、③業務上災害報告制度の創設、④個人事業者等自身に対する安全衛生教育の受講等の義務付け、⑤作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務づけ等、多岐にわたっており、これら改正事項について、注文者、元方事業者、作業場所管理事業者等に対する周知を行い、適切な措置の履行確保を図る必要がある。			
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、改正労働安全衛生法の周知等を通じて労働者のほか個人事業者の安全及び健康の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。			
事業全体の 経費削減内容	既存事業については執行実績を踏まえて所要額の精査を行い、減額に努めている。			
期待される 施策効果	注文者や個人事業者等に対し、改正労働安全衛生法の内容を周知することで、労働者のほか労働者と同じ場所で就業する個人事業者の安全と健康の確保が期待できる。			
その他特記事項	—			

令和8年度概算要求額 1.7億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
○			

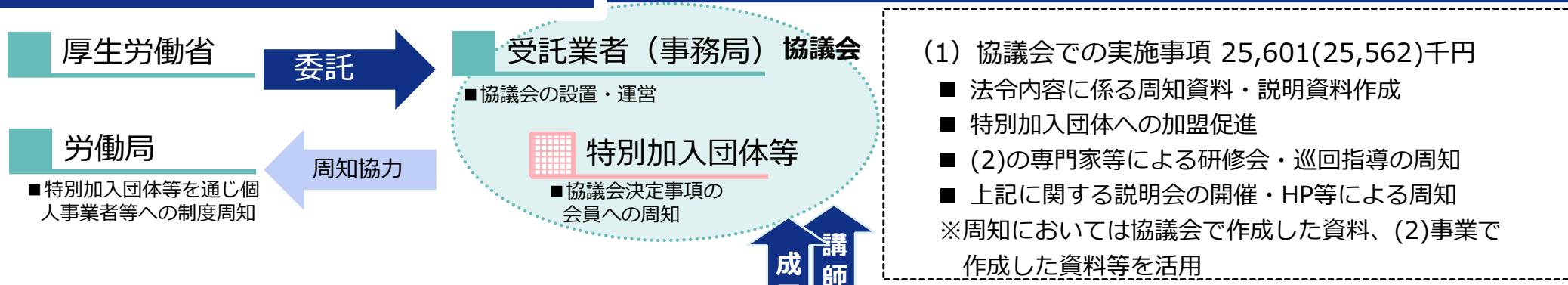
1 事業の目的

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく基本計画（令和5年6月変更）では、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援することとされている。

また、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置の義務化を内容とする改正労働安全衛生法の施行に向け、新たに混在作業による労働災害防止措置が義務づけられる全ての業種を対象に、混在作業の場を管理する者を含む注文者等や個人事業者等に対し、改正法の内容（注文者が安全衛生上配慮すべき事項を含む）を周知するため、特別加入団体等の個人事業者に係る関係団体等を構成員とする協議会を設置し、改正法に関する資料の作成・周知を行うとともに、教材等作成検討会を設置し、注文者向け・個人事業者等向けの業種別教材等の作成、説明会・研修等の実施、個人事業者が入場する現場の巡回指導、及びこれらの広報を行うことにより、個人事業者等の安全及び健康の確保を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

協議会事業



教材等作成事業



		N O. 7	
		令和6年度事業評価	令和7年度事業番号
		27	27
事業名	第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）	令和7年度予算額	令和8年度予算要求額
		986,233(千円)	1,184,962(千円)
担当係	安全衛生部安全課サービス産業・マネジメント班、労働衛生課物理班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体等		
令和7年度の事業概要	(1) 労働災害防止に向けた機運醸成を図るため、安全衛生確保のため取り組む企業が評価される仕組みとして「SAFEコンソーシアム」を設立し、加盟者による安全衛生活動の優良な取組事例を周知することにより、第三次産業を中心とした事業者の自主的な安全衛生活動を促進する。 (2) 外国人労働者を雇用する事業場に対して、安全衛生の専門家によるセミナー等を実施する。 (3) 「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒灾害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。		
令和8年度から新たに実施したい内容	(1) 「SAFEコンソーシアム」の運営に当たり、第二次産業等も含めた業種の安全衛生確保対策の促進に資する取組を企画・立案し、実施する。 (2) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進を図るため、事業者向けの教材等、事業者が有効な対策として活用できる形で取りまとめること。 (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金の拡充）を実施する。 (4) 業種別の高年齢労働者の労働災害防止対策の検討を実施する。		
事業の必要性	(1) 第三次産業を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動から生ずる労働災害が増加傾向にある。この要因として、これらの災害は日常生活でも発生しうることや、比較的軽微な災害であるという誤ったイメージの広がりにより、安全衛生活動に対する重要性の認知や対策の促進に繋がっていないことが挙げられる。このため、第三次産業を中心に事業場内での安全衛生活動の取組に対する機運醸成や意識改革を図っていく必要がある。 (2) 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者を雇用する事業場に対して安全衛生上留意すべきポイントについて理解を促進する必要がある。 (3) 4) 今般、高年齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため労働安全衛生法等が改正され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となり、令和8年4月1日から施行される予定である。 改正法において新設された第62条の2第2項では、厚生労働大臣が、事業者が講ずべき措置を適切かつ有効に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、同条第3項では、この指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定されている。 このため、事業者に対する支援として、引き続き「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による措置の実施に係る支援を行うとともに、あわせて事業者団体への支援として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高年齢労働者対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う必要がある。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の経費削減内容	事業全体では予算額を増額しているが、既存事業については見直しや事業の廃止等を行い、減額に努めている。		
期待される施策効果	(1)、(3) より効果的な行動災害対策を促すことができるようになり、行動災害の減少に資するものと考えている。 (2) 外国人労働者の労働災害件数を減少させることができると考えている。 (4) 災害事例の収集による作業内容や背景要因等の詳細事項の分析や対策の好事例集等（事業者の取組促進や行政職員による指導に活用できるもの）の作成等を行うことができると考えている。		
その他特記事項		—	

第三次産業及び外国人労働者における労働災害防止対策事業費

令和8年度概算要求額 2.1億円 (2.3億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

事業の目的

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、特に、小売業や社会福祉施設等の第三次産業の業種を中心に、転倒や動作の反動・無理な動作により負傷するなどの行動災害等の労働災害が増加している。この背景には、第三次産業においては実態として労働者の安全衛生の確保対策の優先順位が低い傾向があることや、転倒等による負傷には個人要因も大きく影響することから、事業者がその責任により対策に取り組む機運が十分に醸成されていないこと等があることが指摘されている。
このため、第一次・第二次産業における先進事例を含めた対策の好事例の水平展開や、労働災害防止対策によって事業者が負う損失の低減効果、受け得るメリットの訴求など様々な周知啓発により機運醸成を図ることで、対策を促進する。
- あわせて、第三次産業における安全衛生管理体制の構築や、雇入れ時教育の実施の促進等により、安全衛生管理水準の向上を図る。
- また、近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害も増加傾向にあり、その発生率も高くなっている。外国人労働者の労働災害の発生率の高さは、業種・作業ごとのリスクに、未熟練によるリスク、言語の違いによって安全衛生教育の効果が上がらないなどの外国人労働者に特有のリスクが付加されることによるものと考えられるため、これらに対応した有効な対策の促進のため、**業界団体等を構成員とする検討会を組織し、業種・作業に応じた外国人労働者のリスクの分析、好事例の収集等を行い、有効な対策をとりまとめる。**

事業の概要

(1) 第三次産業等における労働災害防止のための事業団体による自律的な活動の支援

第三次産業をはじめとする様々な業種における事業者による労働者の安全衛生確保対策の促進を図るため、対策を進める企業や関係団体による「SAFEコンソーシアム」の運営を行う。運営に当たり、第二次産業等も含めた業種の業界団体を構成員とする幹事会を組織し、安全衛生確保対策の促進に資する取組（例えは先進企業の視察会や、加盟者間の連携促進（企業間で好事例の共有や、安全衛生サービス提供者とクライアントのマッチング企画）、好事例の表彰等が考えられる）を企画・立案し、実施する。

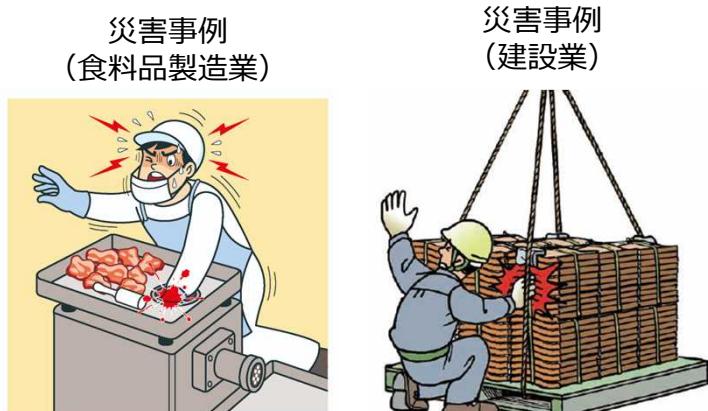
(2) 第三次産業における安全衛生管理水準の向上

安全衛生活動の取組が低調な第三次産業において、まずは法令に基づく安全衛生管理体制が着実に構築された上で、更なる安全衛生管理水準の向上に繋がるよう、労働災害防止団体が実施する動画による安全衛生教育教材の作成等の事業場への支援の取組への補助を行う。

(3) 外国人労働者の労働災害防止対策の推進（拡充）

外国人労働者数や労働災害件数が多い業種（製造業、建設業を想定）の**業界団体等を構成員とする検討会を組織し**、各業種における災害の詳細分析や好事例の収集を行い、事業者向けのマニュアルや、外国人労働者が労働災害に被災しないため必要な事項を直感的に理解できるイラスト等、事業者が有効な対策として活用できる形で取りまとめる。

検討会
○構成員（例） ・食料品製造業関係団体 ・金属製品製造業関係団体 ・建設業関係団体 等
○実施事項 ・災害分析 ・好事例の収集 ・マニュアル等の作成



令和8年度概算要求額 9.8 億円 (7.6億円) ※()内は令和7年度予算

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

目的

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中小企業事業者を支援してきた。
- 高年齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い状況にあるが、これは、業種や職種によって異なる作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、労働安全衛生法等を改正し、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とすることとなっており、令和8年4月1日から施行される。
- 改正法においては、厚生労働大臣が、事業者が講すべき措置を適切かつ有効に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定されており、引き続き、事業者に対する支援として、「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援を行ふ。
- あわせて、事業者団体への支援として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高年齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う。

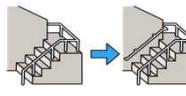
1 エイジフレンドリー補助金【一部拡充】 9.5億円(令和7年度：7.6億円)

(1) 対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者

(3) 実施主体：一般社団法人等

(2) 補助対象、補助率、上限額（下表参照）

(4) 事業実績：令和6年度支給件数（事業者数）…1,126件

	専門家総合対策コース 【既存（統合）・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等)    	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4/5 (専門家によるリスクアセスメント) 1/2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施)	1/2	3/4
上限額	100万円	100万円	30万円

2 業種別の高年齢労働者の労働災害防止対策の検討【新規】 0.3億円

業界団体（令和8年度は、高年齢労働者の労働災害が多い製造業、小売業、社会福祉施設を想定）等を構成員とする検討会を組織し、災害分析や対策の好事例の収集等を行う。

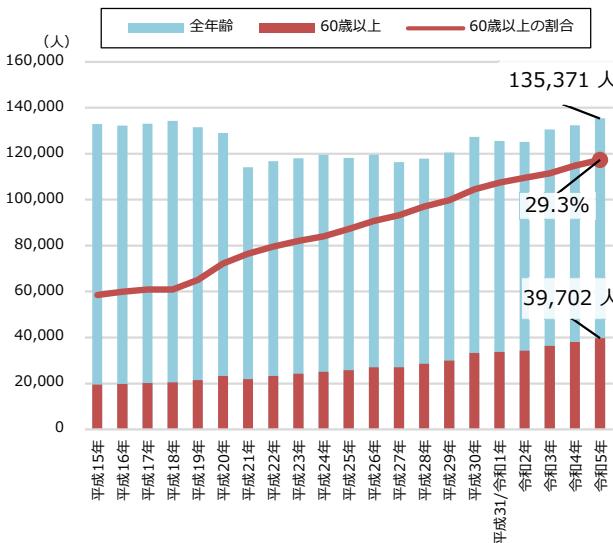
高齢者の労働災害防止の推進 (令和7年労働安全衛生法改正)

背景

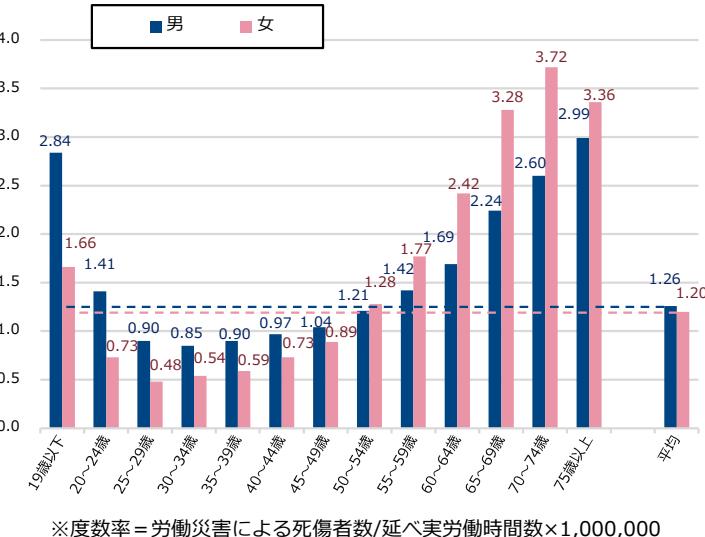
- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

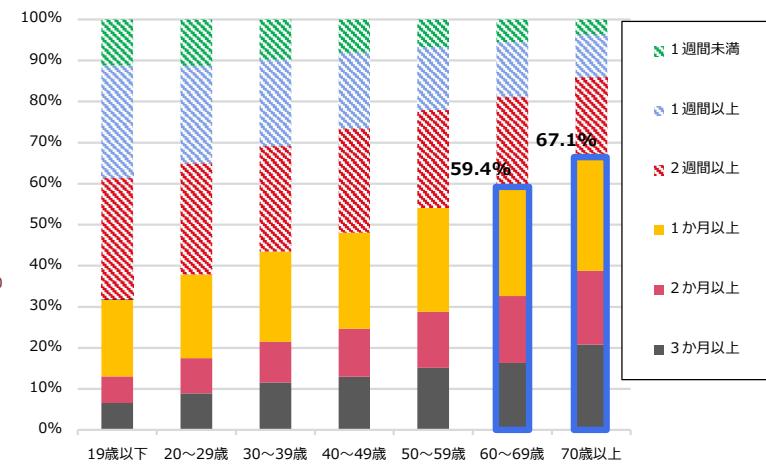
(全年齢に占める60歳以上の割合)



年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
(令和5年)



年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする（改正労働安全衛生法第62条の2第1項）。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（※）を定め（同条第2項）、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする（同条第3項）。

（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

		N O . 8	
		令和6年度事業評価	令和7年度事業番号
		29	29
事業名	機械等に起因する災害防止対策費	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		649,088(千円)	714,760(千円)
担当係	安全衛生部安全課機械班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	(1) 及び (2) は委託先 (3) 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署		
令和7年度の 事業概要	(1) 機械災害を防止するため、製造段階からのリスク情報管理を適切に実施するための製造者によるリスクアセスメントツールの開発事業 (2) 令和8年4月1日に改正労働安全衛生法が施行され、これにより民間機関による製造許可の一部業務（設計審査）及び特定機械の製造時検査が行われることになるため、当該検査等を適正に実施するための基準作成にかかる調査事業 (3) 労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	(1) 機械災害を防止するため、製造段階からのリスク情報管理を適切に実施するための製造者によるリスクアセスメントツールの開発事業（一部事業内容の見直し） (2) 自律運転・遠隔運転を行う機械等に関する調査・分析 (3) 機械等設置届の受理及び実施調査、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導 及び 法令改正後に新規登録のあった機関への実地調査		
事業の必要性	(1) 製造業における労働災害についてみると、機械による「はさまれ・巻き込まれ」が死亡者数の3割以上、休業4日以上の死傷者数の約2割を占めており、第14次労働災害防止対策の推進事項にも掲げられている機械災害防止対策が急務となっている。このため、主に機械メーカーおよびユーザーである中小規模の製造業事業場において、機械の残留リスク情報の提供に留意しつつ、機械のリスクアセスメントが簡易に実施できるよう、機械メーカー・ユーザーや有識者を含めた検討を行った上で、既存ツールの改良・普及を行う必要である。 (2) 「はさまれ・巻き込まれ」等のリスクがある車両系建設機械等の中には、自律運転や遠隔運転等の新技术を導入した機械開発・実証が進む一方、これらの安全性の確保が課題となっており、令和7年規制改革推進会議において、遠隔運転・自律運転を行う機械等に係る作業ごとに必要となる安衛法関連法令上の義務及び技能要件、機械の技術水準などの検討事項の整理と具体的な措置が求められている。 このため、安衛法関連法令が適用される機械が遠隔運転・自律運転を行う場合の労働災害防止対策について、こうした機械の使用が想定される具体的な作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を調査・分析を行う必要がある。 (3) 労働基準監督署等に提出される機械等設置届・計画届に対する必要な確認を行い、必要に応じた指導を行うことで労働災害の未然防止を図る。また、令和8年4月1日に改正労働安全衛生法が施行されるにあたり、従前、行政で行ってきた設計審査、製造時検査等が民間移管されることから、当該民間検査機関が適正な審査等を行っているか監査を強化する必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、機械に起因する労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	事業全体では予算額を増額しているが、既存事業については見直しや廃止等を行い、減額に努めている。		
期待される 施策効果	(1) 機械による製造段階からの残留リスク対策につなげることによる労働災害減少に資するものと考えている。 (2) 新技術に対応した機械災害防止対策の確立し、新技術が適切に運用されることによる労働災害防止の減少に資するものと考えている。 (3) 公正な民間機関による監査実施することで、構造規格不備等の欠陥機関が市場に流通することを未然に防止し、不適合機械による労働災害防止につながるものと考えている。		
その他特記事項		—	

令和8年度概算要求額 48 百万円 (51 百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

製造業の労働災害は、機械による「はまれ・巻き込まれ」が死亡者数の3割以上、休業4日以上の死傷者数の約2割で、機械災害防止対策が急務となっている。また、車両系建設機械等の中には、自律運転や遠隔運転等の機械開発・実証が進む一方、これらの安全性の確保が課題となっている。

このため、主に機械メーカーおよびユーザーである中小規模の製造業事業場において、機械の残留リスク情報の提供に留意しつつ、機械のリスクアセスメントが簡易に実施できるよう、機械メーカー・ユーザーや有識者を含めた検討を行った上で、既存ツールの改良・普及を行う必要である。

また、安衛法関連法令が適用される機械が遠隔運転・自律運転を行う場合の労働災害防止対策について、こうした機械の使用が想定される具体的な作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を調査・分析し、検討の補助を行う。

なお、前年度に実施した「労働安全衛生法上の適正な検査・検定実施に向けた調査研究等事業」は単年度で成果物が得られたことから、これを廃止する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

事業概要・事業スキーム

(1) 機械災害防止に向けた簡易ツールの改良・普及

機械メーカー、ユーザーにおける機械の残留リスク情報提供やリスクアセスメントを促進するため、既存ツール等の改良による残留リスク情報の提供・利用促進に関する有識者検討会（10人、8回）を設置し、事業場における検証（4事業場）を行った上でツール等の周知を行う。

(2) 自律運転・遠隔運転を行う機械等に関する調査・分析【新規】

安衛法関連法令が適用される遠隔運転・自律運転を行う機械等のうち、実用化が見込まれる又は導入されているもの1種類を対象に、作業内容・周辺環境・使用される機械の制御方式やその技術水準の実態を、実地調査・有識者ヒアリング等により調査・分析するとともに、これらの機械等に必要な安衛法関連法令上の義務等の検討に対する補助を行う。

実施主体

実施主体：委託事業

		N.O. 9	
		令和6年度事業評価	令和7年度事業番号
事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	37	37
		令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		11,724,760(千円)	12,634,060(千円)
担当係	労働条件政策課設定改善係 労働関係法課 雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室働き方・休み方改善係 雇用機会均等課母性健康管理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	都道府県労働局及び委託先		
令和7年度の 事業概要	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	働き方改革推進支援助成金について、引き続き時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者のその取組を支援していくとともに、より取り組みやすくなるよう既存の助成内容の拡充、要件緩和及び成果目標の新設を行い、加えて新しいコースも設置する。		
事業の必要性	働き方改革推進支援助成金について、引き続き生産性向上に向けた設備投資等に係る費用を助成し、依然として長時間労働の実態にある業種等を中心に、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者を支援していく必要があるため。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業により労働時間等の設定の改善が促進されることにより、過重労働の解消や、それによる健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	働き方改革推進支援助成金については、令和6年度の各コース毎の支給実績を基に算出方法を見直すことで、令和8年度に見込まれる件数及び単価の見直しを行った。		
期待される 施策効果	働き方改革推進支援助成金により、中小企業・小規模事業者が生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組むことで労働時間等の設定の改善が促進され、過重労働の解消や、それによる健康障害の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項	—		

働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 **101億円 (92億円)** ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定期日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①： <u>250</u> 万円（月80H超→月60H以下）等 ②： <u>100</u> 万円（10H以上）等 ③： <u>25</u> 万円 ④： <u>25</u> 万円 ⑤： <u>170</u> 万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 <u>150</u> 万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥： <u>100</u> 万円（4週4休→4週8休）等 ⑦： <u>50</u> 万円
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上		
	医業に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) ①～⑤の何れかを1つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①： <u>150</u> 万円（月80H超→月60H以下）等 ②： <u>25</u> 万円 ③： <u>25</u> 万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： <u>100</u> 万円　・11H以上： <u>150</u> 万円	
取引環境改善コース（仮称） (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額： <u>100</u> 万円	
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額： <u>500</u> 万円	

- **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
(取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等)
(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

- **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<**賃金引き上げ**> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<**割増賃金率引き上げ**> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

		N.O. 10	
令和6年度事業評価		令和7年度事業番号	
A		41	
事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	令和7年度 予算額	令和8年度 予算要求額
		279,031千円	288,244千円
担当係	政策統括官付政策統括室調整第一係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	(独) 労働政策研究・研修機構		
令和7年度の 事業概要	<p>○労働政策に関する総合的な研究の実施 　労働行政分野（雇用、労働条件、雇用環境・均等、人材育成、労使関係等）の政策課題について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案に貢献</p> <p>○労働に関する事務に従事する者に対する研修の実施 　ハローワーク、労働基準監督署等の第一線の労働行政機関の職員を対象に、正課（一般研修・専門研修・管理監督者研修）、課外講座を実施。</p> <p>○独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備</p>		
令和8年度から 新たに 実施したい内容	令和8年度に、①共同浄化槽設備廃止に係る清掃・砂埋め工事、②研修用タブレットの更新を行う。		
事業の必要性	<p>①共同浄化槽設備廃止に係る清掃・砂埋め工事について 　労働大学校、東京国税局、埼玉県警の三者で共同運営・管理を行っていた「朝霞エネルギーセンター及び共同排水処理施設（以下「エネルギーセンター」）」は、空調用熱源の供給と排水処理を行う施設であったが、それぞれの組織において空調設備と浄化槽の設置がなされたことから、エネルギーセンターの廃止が決定している。 　廃止にあたって、エネルギーセンターについては開口部（入口）閉鎖工事、浄化槽については清掃・砂埋め工事を行うことになっており、当局（朝霞市）には、この措置を行うことを前提に、当該浄化槽の廃止届を受理してもらっており、確実な実施が必要となっている。</p> <p>②研修用タブレットの更新について 　近年のDX推進の流れに伴い、行政に係る業務についてもデジタルを通じて実施する機会が増加している。そういった行政からの要望もあり、オンラインでの研修はもとより集合研修においてもタブレット使用の研修が増加しており、既存タブレットの更新を行う。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	行政職員の能力向上のための研修環境を整備することは、労働行政の効果的で適正な運営の根幹をなすものであり、もって、労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業である。		
事業全体の 経費削減内容	一般管理費については、中期目標に基づいて、5年間で15%以上の削減を求められている中、消耗品の購入や施設設備の修繕を必要最小限に留めるなどの節約をして、組織運営を行っている。 また、令和8年度においては、施設整備を要求しないこととしている。		
期待される 施策効果	研修環境の維持、適正化		
その他特記事項	—		

独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）について

法人の概要

目的

内外の労働に関する事情及び労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した労働行政担当職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案・推進に寄与する。

設立年次：平成15年10月

※ 日本労働研究機構（特殊法人）及び労働研修所（厚生労働省の施設等機関）を整理・統合して発足

所在地：法人本部・労働政策研究所：東京都練馬区上石神井 労働大学校：埼玉県朝霞市

理事長：藤村博之（法政大学名誉教授）

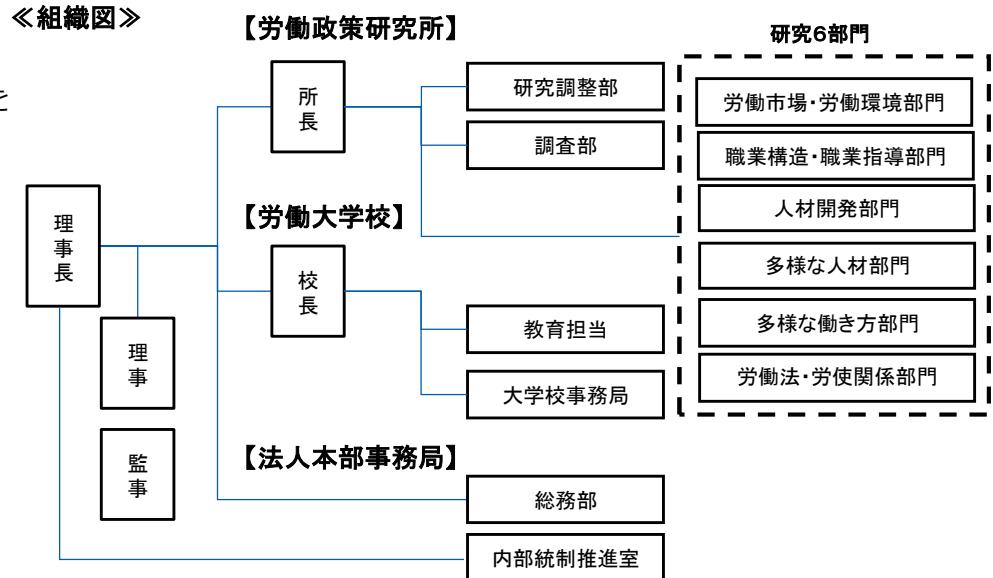
役員：5人（理事長、理事2、監事2（うち1は非常勤））

職員：103人（令和7年4月2日）

予算額：約25.0億円

（一般：約3.1億円、労災：約2.8億円、雇用：約18.6億円、自己財源：約0.5億円）（令和7年度予算額）

《組織図》



業務の概要

労働政策の総合的な調査研究

- 労働行政分野（雇用、労働条件、雇用環境・均等、人材育成、労使関係等）の政策課題について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案に貢献。

※ 厚生労働省や労使との意見交換を通じて把握した政策課題、政策ニーズを踏まえ、学術レベル、信頼性・中立性を確保した上で、労働政策の企画・立案に貢献する調査研究を行っている。
※ 中長期的な労働政策の課題に対応したテーマ設定に基づく「プロジェクト研究」、厚生労働省からの要請に基づく「課題研究」（年度毎）、「緊急調査」（四半期毎）、内外の労働情報の収集等を実施。

労働行政職員研修

- ハローワーク、労働基準監督署等の第一線の労働行政機関の職員を対象に、正課（一般研修・専門研修・管理監督者研修）、課外講座を実施。
※ 令和7年度は、研修コース数93コース、7,915名の受講者を対象に実施するほか、労働行政職員であれば誰でも受講できる「オンライン公開講座」を実施。
※ 労働政策研究を実施する機構が研修を実施することで、研究成果の研修への反映や、研修を通じて把握した現場の問題意識の研究への反映を図っている。